

## 市民福祉委員会記録

1 日 時 令和6年8月1日(木)  
午前10時00分 開会  
午前10時44分 閉会

2 場 所 第3委員会室

### 3 出席委員

委員長	黒田真徳	副委員長	藤田誠一
委員	加藤昌延	委員	渡辺高博
委員	伊藤嘉秀	委員	井谷幸恵
委員	小野辰夫	委員	伊藤謙司

### 4 欠席委員

委員 篠原 茂

### 5 説明のため出席した者

・市民環境部

部長 井 秀 旗

・市民環境部環境エネルギー局

局長 近 藤 淳 司 環境施設課長 不 二 浩 通

環境施設課参事(清掃センター所長) 阿 部 広 昭

### 6 委員外議員

伊 藤 義 男

### 7 議会事務局職員出席者

議事課係長 村 上 佳 史

### 8 本日の会議に付した事件

#### (1) 所管事務調査

環境保全、廃棄物、環境衛生について

次期ごみ処理施設整備方針の検討状況について

### 9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

(委員長) <開会挨拶>

(市民環境部長) <挨拶>

(1) 所管事務調査

環境保全、廃棄物、環境衛生について

次期ごみ処理施設整備方針の検討状況について

(環境施設課長) 資料について説明

(委員) 確認だが、トンネルコンポスト方式を調査しているということでの説明になるのか。それとも、ある程度この方式を導入したいということでの説明になるのか。

(環境施設課長) ごみ処理方式の選定における考え方として、最も優先すべき事項が、ごみを安全かつ安定的に処理できる施設であるということだと考えている。トンネルコンポスト方式は、国内事例が三豊市の1例のみで、固形燃料原料製造までの工程であり、また本市とは施設規模等にも相当な違いがあるので、本市でごみを安全に安定的に処理できる施設として判断するにあたっては、必ずしも十分な根拠には乏しいと考えている。一般的に廃棄物固形燃料化施設を整備する場合には、その需要先を確保しないといけないという点があり、また、トンネルコンポスト方式では、一定の広さを持った敷地が必要になる。加えて災害時には、トンネルコンポスト方式では、一連の工程に17日間を要し、電気の供給が途絶えた場合に、施設が動かないという点もあり、大規模災害発生時の生ごみ等の衛生処理が滞るような事態も懸念されるということで、本市については、それらも総合的に判断し、導入は難しいものと考えている。この資料は、あくまで参考資料として付けた次第である。

(委員長) この資料については、参考になると思い、私が付けてもらうように依頼したものである。

(委員) 四国中央市の資料を見たが、製紙業が大きく、固形燃料を使う場所があるということが大前提だと思う。四国中央市は、なぜ急にこの方針を決定し、協議を抜けたのか理由は分かるのか。

(環境施設課長) 資料のこれまでの検討経過に、令和2年2月に広域行政圏における将来的な廃棄物処理のあり方に関する調査研究の実施を決定、令和3年10月に令和4年度の四国中央市との合同研究を決定とあるが、最初は新居浜市と西条市で広域化を検討するというところから始まり、四国中央市が途中で加わった。四国中央市については、途中経過で、トンネルコンポスト方式も一つの方式として考えられるということを経済の中で話しながら、広域化について迷っていたような経緯があり、令和5年度の11月に、最終的に単独で行うという判断をされたという経過である。

(委員) 四国中央市は、懸念事項の中に、災害処理のときの処理方法、受入れ先を事前に話しておくという文言があるが、協議の中で、四国中央市が出ていくときに、災害処理の部分は新居浜市で行ってほしいなどという話はあったのか。

(市民環境部環境エネルギー局長) 現時点では、四国中央市から、そのような話はいただいている。3市の担当者レベルの話の中では、トンネルコンポスト方式でも残渣を処理しないといけない、埋立てや場合によっては焼却ということも出てくるので、そのことについては、今後相談させてほしいというような話はあるが、公式な災害時の申し出は今のところは受けていない。

休憩 午前10時22分 / 再開 午前10時23分

(委員) 整備方式のケース1からケース7までの中で、工事・運営・維持管理コストが高額になるケースがあるということだが、高額になったときに、ごみの有料化を検討する考えはあるのか。

(市民環境部環境エネルギー局長) 施設の整備費用が高額になるという理由で、家庭ごみの定期収集の有料化の検討を進めているわけではない。家庭ごみの有料化については、ごみの処理を今後も継続していくという観点から、施設整備とは別に検討している。

(委員) 新居浜市の考えを少し聞いておきたい。まず、候補地が決まらない場合等には単独整備とな

る可能性が残るとあるが、私としたら、観音原の辺りを想像していた。例えば、西条市が桜三里の麓に土地があるから、桜三里にしたいと言った場合、新居浜市はどのように考えるのか。

ごみ袋の有料化を西条市はしているが、新居浜市はしていない。西条市ではプラスチックごみを一緒に捨てていい。ごみの捨て方のルールが、今の段階で違うのに、ごみの捨て方のルールを統一できるのか。また、新居浜市のほうが人口が多いからごみをたくさん出すとかではなく、言ったら太鼓祭りやだんじりで、文化の違いも鑑みなければならない。

消防の通信指令室やごみ処理施設を広域化していく。次はスポーツで、ひうちにある2種の陸上競技場も共同で利用する考え方など、だんだんと最後は合併のようになっていく。新居浜市としてシティプライドを持ち、新居浜市としては桜三里の麓だったら駄目だというような思いがあるのか。

そして、私は以前にいざ合併するとき、相手に何も言えなくなるので、ごみを減らそうということも聞いた覚えがあるが、ごみ量の割合を市はどのように考えているのか。

(市民環境部環境エネルギー局長) 例えば、桜三里だとかどうかということだが、今、具体的に広域化するというので、協議が進んでいるわけではないので、現時点でお答えはできないが、環境施設課長が説明したようにいろいろな方法がある。例えば、観音原に定期収集のごみを1回集めておいて、大きい車に乗せ換えて持っていくというような手法も検討の中には入っており、候補地の絞り込みや運搬方法も含めて、今後の協議の中で決まっていくと考えている。

次に、分別については、プラスチックの話も出たが、次期ごみ処理施設を整備するときには、今は新居浜市では分別している容器包装のプラスチックに加えて製品プラスチックも燃えるゴミではなくて、プラスチックとして分別する。それは西条市も同様で、国の交付金ルールではないといけないということになっているので、広域化する場合はお互いに合わせて実施することになると考えている。

ごみの量については、西条市と新居浜市は今まで大体同じような推移できており、令和4年10月に持込みごみと大型ごみを有料化して、新居浜市もかなり下がっている。西条市もごみ袋を有料化されて、下がってきているとは思いますが、新居浜市も西条市も同様なレベルではないかと考えている。

(委員) 四国中央市の決定は最終決定になるのか。変更の予定はないのか。

(環境施設課長) 四国中央市はトンネルコンポスト方式で決定している。今後順調に進むかどうかは分からないが、方針としては決定している。

(委員) 新居浜市と西条市の2市の場合と四国中央市が加わった場合のスケールメリットは違うのか。

(環境施設課長) 3市で施設を作った場合には、日量が300トン程度の炉が造れるが、西条市と新居浜市の2市になった場合は、200トン程度の炉になるため、スケールメリットは変わる。

(委員) 経過のところ、国や県がごみ処理の広域化ということを強調しているが、広域化の方向性を打ち出した大きな理由は何になるのか。

(環境施設課長) 検討経過の下に記載している平成9年の通知については、まずダイオキシン類の排出が問題になり、その排出削減を大きな目的として、都道府県で広域化計画を策定しなさいということが広域化・集約化の国のスタンスとしての始まりというところである。その後、平成31年の通知が、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点から、さらなる広域化・集約化の推進を目的として、広域化・集約化計画を都道府県に作りなさいというような通知であった。令和6年の通知では、さらに将来にわたり持続可能な適正処理の確保、同時に脱炭素化も推進していくためにという文言が加わり、そのようなことも目的として、都道府県は、広域化・集約化の計画を今後策定していくことを推進しているところである。

(委員) 広域化のほうが、脱炭素化や持続可能な処理といったことがしやすいということか。

(環境施設課長) 国の考え方としては、新規で広域で大規模な施設を造る際に、最先端の技術を取り入れるなど、脱炭素化ができるような技術を取り入れて欲しいということもあり、そういった点では、

大規模施設のほうがメリットがあるのではないかと思うが、これまでも1日100トンを下回るような炉は極力造らないように、できれば300トンを超える大型炉が望ましいという方針があり、それは技術的なこともあるが、やはりスケールメリットの問題のところ、国としては大きいと思っているのではないか。国は、施設を新設する場合には、交付金という形で国費の支出を行っており、そういうところから、広域化をどんどん進めて、また人口が減少しているという状況もあるので、今の時代に、持続可能な社会といった視点で見た場合に、人口も減り、だんだんごみ処理にかかる経費も上がっていくということを、国としては広域化でカバーしようといったところが大きいのだと考えている。

(委員) 資料では、平成9年5月のごみ処理の広域化計画について、平成10年の愛媛県ごみ処理広域化計画と、これらに沿って今につながっているという説明があったが、当時と比べると今に置かれている社会の状況も変わっている。本市のごみ処理場施設を見学したときに、施設ができたときのビデオ資料を見ると、1日にどのくらい燃やせるといった、たくさん燃やせることが売りだというような資料であった。平成10年からでいえば、ものすごく期間も経過しているし、社会的にも二酸化炭素は技術的に出さないというよりも、そもそも燃やさないという考え方も出てきているわけであり、資料にあるトンネルコンポスタ的な考え方などを検討する余地はないのだろうか。委員会資料では、西条市と新居浜市の広域化か、新居浜市単独の焼却施設整備か、延命化させるかという考え方であり、間を取るような今ある焼却施設を延命しつつ、未来につながるようなごみを資源化するような発想のものを併用するなどというような余地はないのか。粛々と燃やす方向の話ばかりで、SDGsに向けて、2050年に二酸化炭素排出ゼロと言う割には、また燃やすのかみたいな感じで聞いていたが、その辺はどうか。

(市民環境部環境エネルギー局長) これから先のごみ処理を考えた上で、環境施設課長が説明したように、まずは安定的にごみを処理することが大前提であり、仮に西条市と広域で施設を持つという場合も、今後は製品プラスチックも含めて、リサイクルする、分別するということが必須になってくる。今の新居浜市の状況を考えると、広域化によるスケールメリットを出して、石油由来の製品は分別して、燃やさずにリサイクルする。生ごみなどのCO<sub>2</sub>排出にカウントされないものについては、焼却して、確実に処理していくというようなことになっていくと考えている。

(委員) 生ごみを燃やしてもCO<sub>2</sub>の排出にはカウントされないものなのか。

(市民環境部環境エネルギー局長) 考え方としてはバイオマスになり、もともとCO<sub>2</sub>を吸収してきた物の焼却により排出されるCO<sub>2</sub>はプラスマイナスゼロという考え方になる。

(委員) ごみ処理の広域化は分かるが、ごみ処理施設の集約化についてももう少し詳しく教えてほしい。

(環境施設課長) 特に違いはなく、表現の仕方が少し違うということになるが、広域化は複数市での処理の一元化であり、集約化は複数施設を一つにまとめるということである。

(委員) 以前に製缶や煙突などの仕事にも携わったことがあり、今の煙突は技術がすごく進歩して、煙や公害物質を出さないような仕組みになっているが、今ある焼却場の煙突は最新のものになるのか。約10年前に今治市などが造られてきている中で、新居浜市の焼却場の煙突は、公害物質などを削減されるような最新の煙突であるのか。今後、単独で延命化となった場合、利用に問題はないのか。

(環境施設課長) 現在の煙突は、平成15年に施設建設をした当時のものである。排ガスの悪い成分を出さないという点については、排ガス処理設備を設けており、当然公害にならないように基準値以内に抑える設備が当初から導入されているので、現状においても、仮に延命化する場合においても、特に心配はしていない。ただ、最新のものかと言われると、20年前の施設になるので、多少陳腐化ということはあるのかもしれないが、現状の施設でも問題はないという認識である。

○ 閉 会 午前10時44分